知的障害者旅客運賃割引規程

近江鉄道株式会社

知的障害者旅客運賃割引規程

制定 1991年12月 1日 最終改定 2025年 4月 1日

(適用範囲)

第1条 この規程は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに当社線及 び連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

- 第2条 この規程において「知的障害者」とは、療育手帳制度要綱(昭和 48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳(自治体により発行されたカード様式のものを含む。)の交付を受けている者、若しくはスマートフォン用アプリケーション等で療育手帳と紐づいた電磁的記録を所持する者をいう。
 - (注)療育手帳の様式は、次の各号のとおりである。

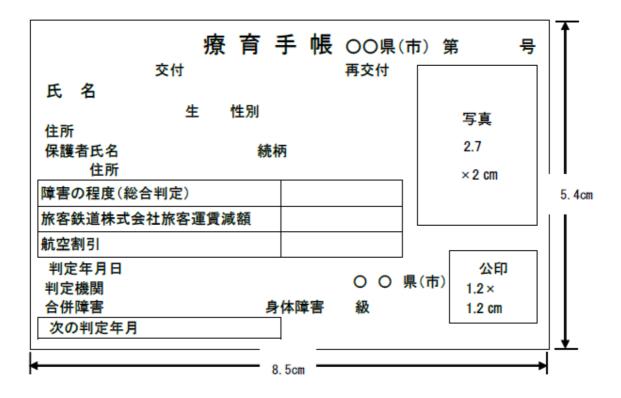
(1) 事務次官通知により示された様式

(表紙) (1ページ) 写真(縦4cm 横3cmで脱帽 号 して上半身を 療育手帳 写したもの) 平成 月 日交付 氏 名 12.8 cm 明治 大昭和 〇〇〇県(市) 〇〇〇県(市) 印 -(1)— 9.1cm — (2ページ) (17ページ) 5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の 程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を 意味します。 男 女 6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使 うときには、切符を買うときにこの手帳を提示すると 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第一種、第二種知的障害者 ともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。 者 7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録 電話 氏 名 続柄 業 欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又 は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。 住 所 -(2)-— (17) —

2

知障

(2)「カード型療育手帳の仕様について」(平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課事務連絡)により示された様式



3

- 2 前項の知的障害者を次に掲げる第1種知的障害者および第2種知的障害者に区分する。
 - (1) 第1種知的障害者とは次に掲げる者をいう。
 - イ. 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介 護を要する程度の者
 - n. 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者
 - (注)知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の 障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づ く障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとされている。
 - (2) 第2種知的障害者とは前号以外の者をいう。

(介護者)

- 第3条 知的障害者が第1種知的障害者及び12歳未満の第2種知的障害者であるときは、別に定める場合を除き知的障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。
- 2 前項の介護者は当社係員により介護能力があると認められる者であって、その購求する乗車券の種類、乗車区間及び通用期間が知的障害者と同で、知的障害者の乗車券と同時に購求するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

- **第4条** 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。
 - (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独または12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する
 - (2) 定期乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合および12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する
 - (3) 回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合および12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する
- 2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。
 - (注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対して は通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 知的障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、

5 知障

当社線および連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、 知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の通算営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。

2 第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合の普通乗車券および回数乗車券の割引は当社線区間内に限る。

(割引率)

- 第6条 知的障害者および介護者に対する割引率は5割とし、10円未満の は数を切捨てて10円単位とした額(以下「は数計算」という。)とする。ただ し、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。
 - (注) 知的障害者が6歳未満のため無賃であっても介護者に対しては所 定の割引を行う。
- 2 連絡乗車券における割引の計算方法は、「連絡運輸取扱規程」による。

(介護者の同行)

第7条 介護付用乗車券は知的障害者とその介護者が、同一の列車により 乗車する場合に限って有効とする。

(発行方)

第8条 知的障害者が知的障害者療育手帳を呈示して乗車券の購求を申出 たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面(往復乗車券及び 回数乗車券については各券片。)に次の表示をして発売する。

- (1) 知的障害者に対する乗車券
 - (育) 直径約1.5センチメートル

知的障害者が単独で購求する場合

- 像 直径約1.5センチメートル
- (2) 介護者に対する乗車券
 - (護) 直径約1.5センチメートル
- (注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、旅 客運賃を割引きしないが、乗車券面に (育) 又は(護) の表示をする。
- 2 車掌省略列車にあっては、知的障害者療育手帳の確認をしたうえで普 通旅客については割引の運賃額を収受する。

(旅客運賃払戻し及び乗車変更)

第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払戻し及び乗車変更は、知的障害者に 対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合でな ければ取扱いをしない。

(知的障害者療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者又はその介護者は、乗車券購求の際及び乗車中は知的 障害者療育手帳を携帯して、当社係員の請求があったときはいつでも呈示しなければならない。

7

(その他の取扱い)

第11条 前各条の規定以外の取扱い方は旅客営業規則及び旅客営業取扱細 則による。

附則

(制定・改廃)

1991年12月 1日 制定

2020年 1月 1日 一部改定

2024年 3月 5日 割引乗車券の種類他改定

2025年 4月 1日 一部改定

8 知障